

特別給付（短期入所サービス）の変更について

① 特別給付（短期入所サービス）の概要

在宅サービスを利用する際、介護度ごとに区分支給限度額が設けられています。（※区分支給限度額を超えた分は、10割負担となります）

高崎市では平成14年から、在宅の方への支援策として、支給限度額を超えて「短期入所サービス」を利用した場合、規定した介護度別の日数の範囲内に限り、1割負担で利用できるよう、市独自サービスとして9割を支給しています。特別給付の現行の介護度別日数は下記のとおりです。

特別給付介護度別日数（1ヶ月あたり）

介護度	日数	介護度	日数
要支援1	2日	要介護1	2日
要支援2	2日	要介護2	2日
		要介護3	3日
		要介護4	3日
		要介護5	4日

② 平成24年度の特別給付（短期入所サービス）の実績

利用者：843人 給付額：47,540,215円

③ 特別給付（短期入所サービス）の財源

介護保険1号被保険者保険料：100%

<備考> 区分支給限度額内の介護給付費については、

1号被保険者保険料：21%

2号被保険者保険料：29%

国：25%

県：12.5%

市：12.5%

④ 第5期介護保険事業計画における特別給付の位置づけ

高齢者安心プランでは、「特別給付（短期入所サービス）」に関してP68、P118、P123に掲載しています。P68の目標で「・・・特別給付は、在宅介護を支える重要なサービスであると言えますが、市民全体に対する保険料負担の公平性とい

う観点から利用日数の見直しを行います。」とし、平成24年度から平成26年度の計画期間に利用日数を段階的に見直すこととして、P118の計画値としています。

⑤介護保険給付費の増加と財政安定化基金の借り入れ

介護保険第1号保険者の保険料は、介護保険事業計画で3年間の介護給付費を見込み決定。第5期介護保険事業計画期間内の第1号介護保険被保険者の介護保険料を月額4,995円と設定いたしました。が、実績値が計画値を上回る状況が続いており、平成26年度の予算編成に際し、群馬県財政安定化基金約5億円の借り入れが必要な状況となってしまいました。

＜※借り入れた財政安定化基金は、通常の介護給付費にのみ充てることができ
るものであり、市独自の制度である特別給付には充てられません。＞

⑥特別給付（短期入所サービス）取り扱いの変更について

⑤の理由により、介護保険制度（介護保険特別会計）のなかでの実施ができないため、平成26年度は、一般会計の市独自事業に移行して実施することになりました。

なお、今後も本事業の進め方等について、継続してご協議願いたいと考えております。

【お詫び】

当初、特別給付（短期入所サービス）の継続が困難になってしまったことで、介護保険運営協議会等での検討を経ることなく、予算事務を所管する介護保険課の判断で、12月に特別給付中止の周知をいたしました。

急で一方向的な特別給付中止は、短期入所サービス利用者への影響が大きいことから、内部で再調整し、介護保険制度のなかでなく、一般会計における市独自事業に変更し、継続することとし、2月上旬に改めて継続の周知をさせていただきました。

利用者及び利用者家族の皆様、ケアマネジャー、各事業所の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしました。

また、本件内容につきましては、介護保険運営協議会の皆様にご検討いただくべき内容でございますが、事業の取り扱いが変更（介護保険特別会計→一般会計）になったことについて、事後報告となってしまったことにつきまして、改めてお詫び申し上げます。